

帰還困難区域（双葉町）から避難し、失職した申立人ら夫婦について、それぞれ平成27年3月分までの就労不能損害の賠償を認め、避難先で再就職をした申立人夫につき、原発事故前は正社員であったが契約社員となったこと、職種及び勤務時間も異なること等の事情に鑑み、中間収入を控除せずに賠償額が算定された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び申立人X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないこととする。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前記第1記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）についての和解金として金261万1612円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目（但し、別紙記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。
- ウ 申立人らと被申立人は、前記第1記載の損害項目の対象期間以降の損害の存否及びその金額については、本和解の対象外であり、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年9月28日

（仲介委員 土井隆）

別紙				
番号	損害項目	摘要	金額	期間
1	一時立入費用		16,918 円	自 平成 2 6 年 4 月 1 日 至 平成 2 7 年 3 月 末 日
2	生活費増加費用	食費等増加額	120,000 円	
		交通費増加額	54,320 円	
		ガス代・水道代増加分	96,759 円	
		雑貨購入費用	4,941 円	
		駐車場代	25,290 円	
		灯油代	28,368 円	
3	就労不能損害	申立人 X 1 分	1,111,180 円	
		申立人 X 2 分	1,153,836 円	
	合計額		2,611,612 円	